

財務省告示第二百十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十九年六月十五日に発行する利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年六月十四日  
 財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百五 十七回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	平成十九年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十九年法律第 二十五号）第二条第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行
五	発行額	額面金額で千億円
六	払込金額	千一億円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成十九年六月十五日
十	募集の価格	額面金額百円につき百円十銭
十一	利率	年一〇パーセント
十二	初期利子	平成十九年十二月十五日を支払

期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.0}{1} \times 1$$

十三	第二期以後の利子	毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十一年六月十五日
十四	償還期限	平成二十一年六月十五日	
十五	償還金額	額面金額百円につき百円	
十六	元利支	日本銀行	
十七	払集期間	平成十九年六月一日から平成十九年六月十五日まで	
十八	払込期日	平成十九年六月十五日	